

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科ティーチング・アシスタント制度実施要項

平成 16 年 5 月 12 日
運 営 委 員 会 決 定

(趣旨)

第 1 この要項は、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科(以下「連合学校教育学研究科」という。)におけるティーチング・アシスタント(以下「T A」という。)制度の実施に関し、必要な事項を定め本制度の円滑な運用に資するものとする。

(目的)

第 2 連合学校教育学研究科 T A 制度は、連合学校教育学研究科の優秀な学生に対し、教育的配慮の下に当該大学の学部学生及び大学院修士課程学生に対する教育補助業務を行わせ、学部教育及び大学院修士課程教育におけるきめ細かい指導の実現により教育的効果を高め、大学教育の充実を図り並びに当該学生が将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会の提供を図るとともに、これに対する手当を支給することにより当該学生の処遇の改善に資することを目的とする。

(職務)

第 3 T A は、東京学芸大学教育学部又は同大学院教育学研究科の学生に対する実験、実習、演習等の教育補助業務に当たるものとする。

(身分)

第 4 T A は、常勤職員の 1 週間当たりの勤務時間の 4 分の 3 を超えない範囲内で勤務する非常勤職員とし、国立大学法人東京学芸大学非常勤職員就業規則(平成 16 年規則第 28 号)を適用する。

(資格)

第 5 T A として採用することのできる者は、連合学校教育学研究科に在学する学生とする。

(選考手続)

第 6 T A の選考は、主指導教員の推薦に基づき、学長が行う。

(選考基準)

第 7 T A の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 優秀な学生であること。
- (2) 学生の能力及び資質が授業科目の教育補助業務の内容に適合していること。
- (3) 学生の研究指導、授業等に支障が生じないこと。

(手当)

第8 TAの手当については、配分予算の範囲内において、取り扱うものとする。

ただし、手当は時間給のみとし、その他の手当は支出しない。

第9 1時間当たりの手当は、その者を教育職俸給表(一)による常勤の職員として採用した場合に受けることとなる俸給月額及び都市手当の額を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額をもって時間給とする。

$$\frac{(\text{俸給月額} + \text{都市手当}) \times 12}{52 \times 40}$$

2 年度途中の単価改定は行わない。

(勤務日数及び時間)

第10 TAの勤務日数及び時間数については、当該学生の研究指導、授業等に支障が生じない範囲内で、学長が定める。ただし、年間47日、週20時間を超えることはできない。

(雑則)

第11 この要項に定めるもののほか、TA制度の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成16年5月13日から実施し、平成16年4月1日から適用する。